

第4章 計画の推進にあたって

第1節 推進体制の充実

1. 地域を創る生涯学習推進会議

行政の幅広い分野に関連する生涯学習の諸施策を効果的に推進するためには、行政内部の連携が不可欠です。

行政が実施している学習関連事業は、教育委員会のみならず市長部局の各部署の施策の中でも展開されています。本計画をより効果的に推進するためには、これらの事業の見直しや、整理を行いながら総合的な調整・推進を図る必要があります。

このため、庁内の係長級職員による「地域を創る生涯学習推進会議」を定期的に関催し、学習関連事業を実施している市役所各部署の協力体制や、事業の点検・評価等を行います。

2. 社会教育委員会

本計画に基づき、今後具体的な施策を展開するためには、計画が目指す基本理念や基本方針に沿い、的確に行われているかどうかを市民の立場から点検・評価することが求められています。こうしたことから、庁内の推進体制の充実とともに、学習主体である市民の視点で推進・評価するための組織が必要です。

そこで、社会教育法第15条の規定に基づく社会教育委員による社会教育委員会が市民の立場から計画を推進し、点検・評価する役割を担います。

社会教育委員の任命に当たっては、社会教育分野のみならず、幅広く市民団体や地域から選出するほか、公募も含めた人選を行います。

第2節 実施計画の策定

本計画がより実効性のあるものとするため、基本構想、基本計画に基づき毎年具体的な施策を展開するための実施計画を策定します。実施計画の策定にあたっては、基本計画の計画期間である5か年の行程表を踏まえた上での単年度計画を策定します。

また、わかりやすく具体的な目標の設定に努めるとともに、市民の学習ニーズや、現代的課題、地域課題等を的確に把握し、市民の声を反映した内容とします。

第3節 生涯学習推進計画の評価

本計画において各施策・事業を所管する各部署においては、主体的な自己評価に加え、アンケートや、聞き取り調査等さまざまな客観的評価も交え、目的に合ったよりよい施策展開に努めます。

また、学習成果の評価基準や評価方法等、評価システムの手法を検討するとともに、「地域を創る生涯学習推進会議」が行政内部からの評価を、「社会教育委員会」が市民の視点からの評価を行い、さらなる計画の推進に努めます。